

## 地籍調査事業成果品等の閲覧事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施した地籍調査事業の成果品や調査関係資料（以下「成果品等」という。）を、市民サービスの向上及び地籍調査成果の有効活用に寄与するため、閲覧に供することについて必要な事項を定める。

### (閲覧の場所)

第2条 成果品等を閲覧に供する場所は、当該地区の成果品等を管理する浜松市地籍調査担当課とする。

### (成果品等)

第3条 この要領に定める地籍調査事業の成果品等は、次表のとおりとする。

地籍簿	地籍図
座標面積計算書	筆界点番号図
基準点成果表	基準点網図

### (申請)

第4条 閲覧の申請は、閲覧をしようとする者（以下、「閲覧者」という。）が、様式1に定める「地籍調査事業成果品等閲覧申請書」を提出することにより行う。  
2 未認証の成果品等の閲覧を申請する場合には、所有者もしくは管理者の委任状の添付又は土地家屋調査士であることを証する書類の提示を必要とする。

### (閲覧)

第5条 閲覧は、担当課職員が成果品等を用意し、指定した位置で行うものとする。  
2 閲覧に際しては、閲覧者が成果品等に傷や汚れ等をつけないように注意を促すとともに、地籍図の転写には鉛筆以外の筆記用具の使用は認めないものとする。

### (コピーまたはデータ出力帳票の交付及び費用負担)

第6条 閲覧者から希望があった場合には、成果品等のコピー又はデータ出力帳票の交付を行う。この場合、交付を受けるものは、A3判以下のもの1枚につき10円の実費を負担しなければならない。

### (周知)

第7条 閲覧に供する成果品等は、地籍調査時点の資料であることを閲覧者に周知し、前条の規定による交付をする場合には、地籍調査時点の資料であることを明記する。

### (その他の資料)

第8条 この要領に該当しないその他の資料について要求があった場合には、口頭による情報提供を行うよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

地籍調査事業成果品等閲覧申請書

浜松市長あて

閲覧者 (窓口に 来られた方)	住 所 (事業所名)	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

閲覧理由の にレ点をしてください。

測量	境界確認	その他 ( )
----	------	---------

必要とする土地の所在地を記入してください。

	区町名	地番
浜松市	区	
浜松市	区	
浜松市	区	

担当課記入

閲覧した成果品等の名称			
地籍簿	枚	筆界点番号図	枚
地籍図	枚	基準点成果表	枚
座標面積計算書	枚	基準点網図	枚

受付者 ( )

交付実費	コピー・帳票	枚 × 10円 =	円
< 地区番号及び図郭等 >		認証地区 未認証地区 委任状 土地家屋調査士会員証(番号 ) 調査中の成果品の取扱いについて	